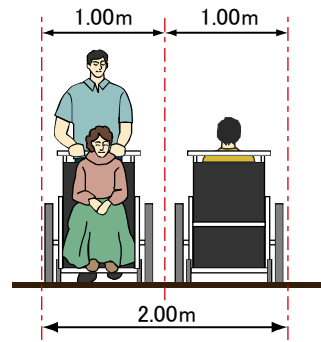


道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

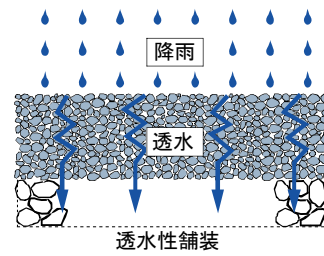
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



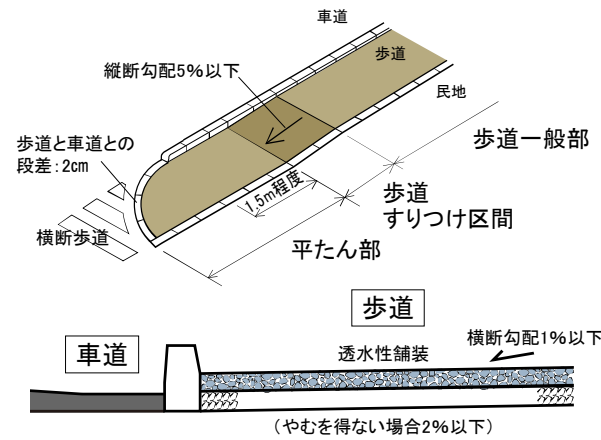
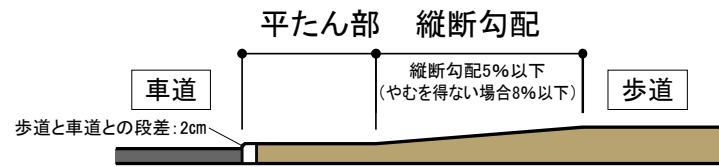
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

また、全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ 横浜市栄区栄土木事務所
〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-6-1 電話:045-895-1411 FAX:045-895-1421
横浜市道路局道路部施設課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-6527
ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>

横浜市 本郷台駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。栄区でも、区の中心的な地域として、行政施設、文化施設、福祉施設、商業施設など不特定多数の人が利用する施設が集積した本郷台駅周辺を対象に、「本郷台駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成しています。この基本構想の実現に向け、栄区と道路局では、「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

■ 生活関連経路

生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設)相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分します。

生活関連経路(A)

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

生活関連経路(B)

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

※重点整備地区とは:
生活関連施設が複数所在し、かつ、当該施設相互間の移動が徒歩で行われ、移動等円滑化事業を推進する必要があると認められる地区

